～11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です～

あなたのそばに暴力（ＤＶ）はありませんか？

※ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）とは、配偶者（内縁関係・元配偶者も含む）や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。

ＤＶには以下の形態があります

◎身体的暴力…殴る・蹴る・突き飛ばす・物を投げる・首を絞める　など
◎精神的暴力…大声で怒鳴る・無視する・生活費を渡さない・自尊心を傷つける・相手の行動を制限する　など
◎性的暴力……性行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する　など

子どもがＤＶを目撃することは児童虐待にあたります

ＤＶのある家庭においては、たとえ子どもに暴力が及んでいなくても、ＤＶを目撃したりＤＶの雰囲気を感じとることによって、感情表現や問題解決の手段として暴力を学習してしまうなど、子どもに悪影響を及ぼします。

デートＤＶをご存知ですか？

交際相手との間で起こる暴力のことを「デートＤＶ」と言います。男女間の交際が始まる若年層（高校生や大学生など）においての暴力（ＤＶ）の増加が問題視されています。

どんなに親密な関係にあっても、暴力は決して許される行為ではありません。

あなたのそばに暴力はありませんか？相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。

暴力は繰り返し行われていませんか？

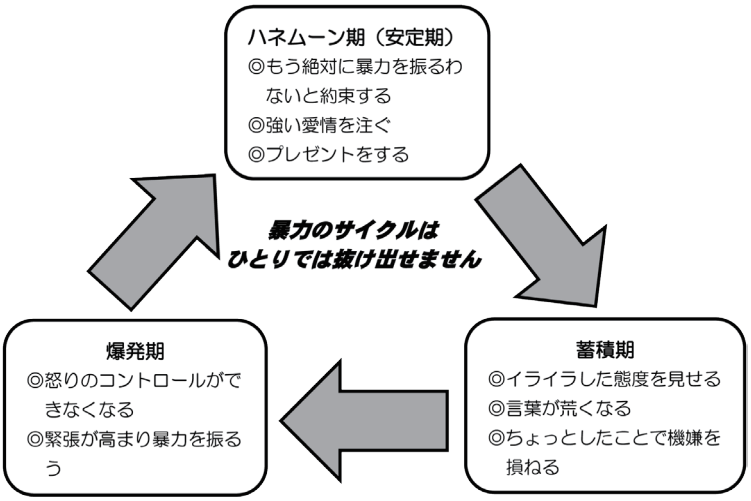

ＤＶチェックシート

□自分の思い通りにならないと怒る
□相手の希望を無視して、物事を決める
□相手が他の人と仲良くすると責める
□生活費を（少ししか）渡さない
□相手の行動や交友関係を何でも知りたがる
□携帯電話にたびたび連絡して、行動をチェックする

※該当する項目があったら相手を支配しようとしている表れです。自分や相手の態度や行動を見直しましょう。

ＤＶに関する相談窓口

◆とちぎ男女共同参画センター相談ルーム　☎028（665）8720（平日９時～20時、土日９時～16時）
◆生活環境課　人権・協働推進係　☎（57）4132（平日８時30分～17時15分）